

水俣学通信

第 54 号
2018.11.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ9 水俣川にかかる幸橋（水俣市牧ノ内）（1962年と2014年）

目次

論説：	「学生がみた水俣ー水俣学現地研究センター・水俣研修ー」…………… 5 辻 信一
「花王化学物質過敏症労災訴訟の勝訴判決について」…………… 2 中地重晴	「ヒ素汚染研究資料を公開」…………… 6 井上ゆかり
「カネミ油症事件から50年を迎えて『カネミ油症調査と原田自主検診調査団』」…………… 3 藤原寿和	「第35回天草環境会議 35周年記念：子供たちにつなぐ天草の海山」…………… 6 田尻雅美
報告：	客員研究員紹介：
「新潟水俣病資料館の活動について」…………… 4 塚田眞弘	「水俣研究の面白さと奥深さ」…………… 7 尾崎寛直
	今後の予定・水俣学研究センター日録…………… 8

《論説》

花王化学物質過敏症労災訴訟の勝訴判決について

熊本学園大学社会福祉学部 中地重晴
(水俣学研究センター事務局長)

はじめに

私の水俣学研究センターでの調査研究活動は、水俣病や水銀による環境汚染に関わるものだけでなく、多岐にわたっています。最近成果が見えたことについて報告します。

私は香川県豊島の有害産業廃棄物不法投棄事件に長年関わっており、今も公害調停条項を香川県が履行するかどうかが、島民の方々と監視する活動を行っています。1993年公害調停の申し立てから1年後に弁護団に加わり、国による実態調査や処理技術検討委員会に住民側の代理人として意見を代弁し、2000年の公害調停の最終合意後は、無害化処理施設の建設、2003年秋の無害化処理開始から、昨年(2017年)3月28日廃棄物の島外への撤去完了、6月12日の無害化処理終了に至るまで、適宜立ち会ってきました。現在、豊島の不法投棄跡地では、地下水浄化と汚染土壌の処理が継続され、時限立法の産廃特措法の有効期限である2023年3月末までに、原状回復できるかが課題になっています。今年に入って610トンの廃棄物が新たに発見され、処理方法の検討など原状回復に向けて、難題を抱えています。

それ以外にも、以前に比べると少なくなりましたが、産業廃棄物最終処分場の建設や不法投棄などに関する相談が絶えずきており、必要ならば意見書の作成や証人として出廷しています。

その中で、2014年花王和歌山工場の労働者が化学物質過敏症を発症した裁判の相談を受け、再現実験をし、意見書を提出しました。その訴訟の判決が7月にあり、被告が控訴しなかったため、勝訴判決が確定しました。労働者軽視の化学企業の体質を示す一例として報告します。

事件の概要

花王の和歌山工場で働いていた原告は工場排水や合成洗剤の成分分析などの検査業務に十数年従事していました。職場である化学分析室では、日々作業内容が変化し、複数の分析作業を行ったようです。作業中に使用していた有機溶剤や分析試薬によって、有機溶剤中毒と化学物質過敏症を発症したため、就労が困難になり、職場改善の要求や配置転換が認められず、退職に追い込まれ、損害賠償を請求した事件です。

化学分析室には局所排気装置が設置されておらず、換気扇のみで、労働基準監督署から改善命令が出されていた作業場で、簡易マスクの支給だけで、従事させたという安全配慮義務違反を問う訴訟でした。

原告が克明に記録した作業内容や使用した試薬の名前と使用量などのメモと聞き取り調査から、化学物質

過敏症を発症する作業として、作業頻度の高かった「35%塩酸中の陰イオン界面活性剤濃度の分析作業」及び「脂肪酸のアルキル組成の分析作業」を特定しました。

再現実験の実施

2013年大阪の印刷工場で胆管がんが多発し、労働災害と認定される事件がありました。発症は印刷機のインクを落とす洗浄剤として使用されていた有機溶剤によるものと原因づけられましたが、作業環境測定が行われていなかったため、厚労省が再現実験をして、認定しました。本件も相談を受けた時点で、原告の健康被害を立証するには、作業場の雰囲気、作業環境が劣悪であったことを示す必要がありました。作業環境測定がきちんと行われていなかったこと、局所排気設備のない作業場の状況を証明するために、再現実験を行うことにしました。作業で使用していたクロロホルム、メタノール、n-ヘキサンは揮発性の有機溶剤で、有機溶剤中毒予防規則で、作業環境測定が義務付けられ、管理濃度や許容濃度が定められています。公益財団法人労働科学研究所の実験室をお借りし、中地が原告の代わりに作業し、作業環境測定と個人ばく露量を測定する再現実験を実施しました。その結果、作業環境測定では第3管理区分、クロロホルムでは許容濃度を十数倍上回るばく露をしていたと推定できることが分かりました。それをもとに意見書を作成、裁判所に提出しました。被告は反論書を提出しませんでした。



再現実験(写真:筆者)

今こそ水俣病の教訓を活かす

今回の判決では、被告には雇用契約上の安全配慮義務の内容として局所排気装置等設置義務、保護具支給義務及び作業環境測定義務の各違反が認められ、原告の化学物質過敏症の発症につながったことから、安全配慮義務違反として、損害賠償を命じました。一部上場の化学メーカーであっても、現在でも、不十分な設備のもとで作業させるという安全配慮義務違反を行っていることに愕然とします。労働者の健康被害を特異なことと決めつけ、操業を優先する化学企業の体質は水俣病事件から何ら教訓を学んでいないと思います。被害者に寄り添い、課題解決に結びつけるという水俣学の必要性を改めて認識した次第です。

《論説》

カネミ油症事件から50年を迎えて
「カネミ油症調査と原田自主検診調査団」

日台油症情報センター・センター長 藤原寿和



1968年に西日本一帯で起きたカネミ油症事件（PCB・ダイオキシンによる一大食中毒事件）は、被害者の発見から50年経った今も未解決なままです。それは被害の全容が解明されていないこと、食中毒被害であるにもかかわらず、PCB・ダイオキシンで汚染された米ぬか油（カネミライスオイル）を食した被害者の全員が患者として登録されず、九州大学医学部等で構成された「油症研究班」が定めた「油症診断基準」によって被害者が選別されてきたこと、半世紀経った今も治療法が見つかっていないこと、汚染原因企業であるカネミ倉庫(株)の損害賠償責任が履行されていないこと、猛毒のPCBを製造した(株)カネカ（旧鐘淵化学工業(株)）の製造者責任が遂行されていないこと、食品衛生法を所管する厚生労働省は事件当初、被害の発生拡大防止責任を貫徹しなかったこと、汚染原因企業及び国等による被害者への公式な謝罪が行われていないこと、被害者を救済するための法律が被害発生から44年も経った2012年に議員立法で成立したものの、救済対象が認定患者に限定され、しかも法律に基づいて認定患者らに国とカネミ倉庫から支給される生活支援金はわずか24万円という少額であり、賠償金ではないこと、などです。

いったい、汚染されたライスオイルを食した被害者がどれだけいるのか、胎児性被害者を含めて次世代への影響がどれだけ及んでいるのか、その被害の全体像はどうなっているのか、こうした被害の実態把握がなされなければ、被害者の全面救済など行われようはずがありません。

カネミ油症被害者支援センターでは、油症被害の全体像、とくに国や「油症治療研究班」等からも放置されてきた未認定被害者の掘り起こしのため、2000年に原田正純医師（熊本学園大学・故人）を団長とする「カネミ油症被害者自主検診調査団」（以下「カネミ自主検診調査団」と略）を結成し、2009年まで、長崎県五島市（玉之浦町・奈留町）を中心に臨床的調査など健康調査を行ってきました。この現地調査は、故・原田医師の人脈から、



ボランティアの医師（衛生学、神経内科、精神神経科、皮膚科）及び熊本学園大学社会福祉学部大学院生の看護師などの協力を得て行うことができました。（写真）

その結果は、『カネミ油症被害者の現状—40年目の健康調査』として、カネミ自主検診調査団の報告書（写真）及び熊本学園大学『社会関係研究』（第16巻 第1号 2011年1月）にまとめられました。



この調査を通じて原田医師は、「油症は病気のデパート」との表現で、油症被害が全身病であり、あらためてカネミ油症事件が重大な人権侵害事件であることを強調されました。そして、この調査結果をもとに、原田医師は、その後2005年7月3日に当時の坂口力厚生労働大臣宛に「カネミ油症に関する意見書」を提出され、また、2008年に提訴された「カネミ油症新認定者訴訟」において、被害者に寄り添った証言を行われました。

認定患者の生活支援のための法律制定に続いて、引き続き未認定被害者の全面救済のための掘り起こし調査を行いたいと思っていた矢先に原田医師が亡くなられ、カネミ自主検診調査団の取り組みが現在暗礁に乗り上げてしまっています。

法律の制定以来、油症問題は終わったのでは、との風潮から忘れかけられていた油症事件は、今年50年目を迎えてマスコミも注目し、あらためて報道がなされるようになり、この11月には、被害者が多く発生した長崎県五島市でカネミ油症事件発生50年記念行事「油症の経験を未来につなぐ集い」が開催されることになりました。その詳細は<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000036.000032871.html>を参照いただきたいのですが、この集いに五島市での検診を行われた原田医師の参加がないことがたいへん残念でなりません。来年2019年は、台湾油症事件が起きてから40年を迎えます。日台油症被害の全面解決に向けて、原田医師の遺志を引き継いで取り組んでまいります。

《報告》

新潟水俣病資料館の活動について

新潟県立環境と人間のふれあい館館長 塚田 眞 弘



新潟県立環境と人間のふれあい館は、平成7年環境再生啓発事業（地域再生振興事業）として、新潟県で水俣病の教訓を活かした事業取り組みを目的として始動しました。建設前に新潟水俣病共闘会議メンバーと新潟県の担当者で水俣市立水俣病資料館や熊本県立環境センター、歴史考証館を視察しました。そして平成13年8月13日に開館、当初の名称は「環境と人間のふれあい館」が使用され、「新潟水俣病」は明記されませんでした。要望があり、平成15年4月から、「環境と人間のふれあい館・新潟水俣病資料館」と併記するようになりました。

新潟県立環境と人間のふれあい館—新潟水俣病資料館—
(写真：新潟水俣病資料館)

私が館長職を承ってから15年が経ちました。一番怖かったのは、公の施設というのは5年間は何もしなくても住民の方の興味の対象になり、入館者は増えるが、5年経過するとその熱気も薄れ、それ以降、坂道を下るがごとく入館者の減少が続くというそんな例が沢山ありますから、当然、当館にもその徴があるものと覚悟を決め、走り出したわけです。



坂東弁護士尋問調査・近日記 (写真：新潟水俣病資料館)

始めに行った仕事？は、自分の水俣病の知識の蓄積のため、開館時から収録されていた熊本放送制作の「記者達の水俣病」、「水俣病空白の病像」といったものを視聴し、そのテープ起こしが私の日常の仕事となっていました。それは来館者に40～50分のDVDを見て

頂くことも大変なので、映像の流れとその時刻を併記することにより必要箇所を見るということで、時間を有効に使えと思ったからです。当館の貴重な資料の電子化？なんてこともこの頃からしていました。

学校の先生方からは水俣病の授業をどうしたら良いのか？という、相談がありました。

水俣で行われている「水俣・芦北公害研究サークル」による授業教材を参考に、新潟版「新潟水俣病教師用指導資料集」の作成に関与しました。作成委員の方々を水俣にお連れし、水俣・芦北公害研究サークルの先生方と検討会を実施しました。新潟では、水俣病の主管課である生活衛生課と教育庁義務教育課からも参画して貰い完成をみました。

新潟の子ども達は熊本の水俣病の事をどう見ているのか、また、熊本の子ども達はどうかだろうということで、「水俣病発生地間交流事業」を平成18年に立ち上げ、発足してから3年間は相互に交流を図っておりましたが、現在は新潟からの熊本訪問だけになっております。今年、平成30年度の実施で13回目を迎えております。

前述した私の任期ですが、気がついたら5年が過ぎていましたので、私は……と切り出しましたら、「原則という字句があるじゃないですか」ということで、今年で15年を迎えた次第です。

私どもの館の重要な理解者である坂東克彦弁護士の指導を受けながら、新潟水俣病の裁判資料の証人尋問、供述調査といったものを電子化？して今日に至っております。

坂東先生とふれあい館職員 平成29年3月
(写真：新潟水俣病資料館資料館)

最近の活動では、7月に「環境と人間のふれあい館開館17周年記念講演会」を開催し、熊本学園大学水俣学研究センターの中地重晴先生からは「水俣の環境再生とその課題」と称して講演を頂き、田尻研究員には「対談 原田正純先生の想いと水俣学のこれから」と称して参加を頂きました。

当館では、新潟水俣病の坂東弁護士資料や近日記、杉並ノートなど貴重な資料を収集、整理しております。一度ご来館下さい。

《報告》

学生がみた水俣 —水俣学現地研究センター・水俣研修—



福岡女子大学 辻 信一

「何度でも水俣に来て、自分の目で現地をみてください。」別れ際に坂本ふじえさんがおっしゃった言葉に思わずはっとさせられた。水俣病事件について、わかったつもりになっていたことが恥ずかしかった。以前から何度か水俣を訪れた。大学で環境科学を担当し、この学科の学生に水俣の現実に触れてもらうために、昨年、今年と二度にわたって現地を訪れた。

海の方に目をやると夏の日差しに照らされたおだやかな不知火海と緑濃い対岸の天草の島々が美しいコントラストを描いている。梅雨明け直後の蒸し暑い日の午後、遠見の家を訪れた。

学生には、現地研究センターからいただいた山本茂雄編『愛(かな)しかる生命(いのち) いだきて—水俣の証言—』などを読んで、事前に質問を考えるように指示してあった。しかし、ここ遠見の家に来て、坂本しのぶさんや生駒秀夫さんをはじめとする被害者の方々と対面したとき、学生たちは、「頭の中が真っ白になった」そうである。



遠見の家で坂本ふじえさんの話を聞く(写真:筆者)

それは無理からぬことだと思った。若い学生たちの20数年の人生の中で、教科書でしか水俣病のことを知らず、被害者の方々にお会いする機会などは一度もなかったため、目の前のことを現実として受け止めることすら難しかったかもしれない。けれども、不自由な体にもかかわらず懸命に気持ちを伝えようとする坂本しのぶさんや生駒秀夫さんの姿に、感動したという。さらに、ひたむきに現実と向き合う被害者の方の姿勢に自分自身が勇気づけられたという。

この訪問を契機に、市民の目線で環境問題に取組みたいと学生が語ってくれた。この言葉を聞いて、来た価値があったと思った。公害が問題となり、環境が悪化したのは、市民の視点が欠落していたからである。

公害を発生させた組織を形成していた人も、1人1人は市民であったはずである。しかし、そのような組織の人は、市民としての主張ができなかったために、同じ市民を苦しめ、自分を苦しめてしまった。



坪谷で説明を受ける学生(写真:筆者)

学生は、現地に来て生きることを教えられるという。現地には、教室では決して得られない魂を揺さぶられる現実がある。人の魂が発する言葉では表せないこみあげてくる思いが現地にはある。それが心から心に伝わってくる。学生たちはそれを感じたのだと思う。環境の勉強とは現地を学ぶことである。被害にあわれた方々、被害を起こした方々、被害に立ち向かった方々、さらに、環境を学ぶわれわれ、すべて人間である。人から人に伝わる思いこそ大切なメッセージだと思う。学生たちは、ここに来て、このメッセージの一端をつかんだのだと思った。

若い学生に、このように人から人に伝わる思いを伝えることが大切だと思う。次の世代に水俣のことを伝える。これが何より重要だと思う。学生たちがその一端をつかんだメッセージをよりはっきりとしたものにするためにも、何度も水俣を訪れることが大切だと思う。そういう、わたくし自身もこのメッセージをしっかりとつかむために、また、新たな学生とともに水俣に来て現地の方々の声に耳を傾けたい。その声は、たとえ小さくとも、多くの人々の心の琴線に響き合うことで、世代を超え将来にわたって伝わるものとなるように思う。

最後になりましたが、水俣における現地研修の機会を与えていただき、さらに説明および現地での案内をしていただいた中地重晴先生、田尻雅美先生、井上ゆかり先生に心から御礼申し上げます。また、見学させていただいた遠見の家の皆さんに紙面をお借りして御礼申し上げます。

《報告》

ヒ素汚染研究資料を公開

2018年9月、センターのHPに『堀田宣之旧蔵資料』を公開した。これは、ヒ素中毒研究者として世界的にも著名な堀田宣之氏（桜が丘病院理事長）から寄贈された資料468点である。この資料は、16年5月に来民文庫を介して本学に寄贈を受け、幸田学長の指示で当センターが整理を行ったもので、氏が国内外のヒ素汚染地域で検診を行ったカルテや訴訟での問題整理メモ、世界各地のヒ素中毒関連文献などがある。ヒ素中毒汚染の資料群が本学に寄贈された意味と水俣学との関わりを紹介したい。

堀田氏は、73年に熊本大学体質医学研究所気質学部門の助手となり、同部門の助教授であった原田正純先生とともに公害問題に取り組んだ。そして、74年に診察したヒ素中毒患者との出会いをきっかけに、ヒ素中毒の研究に邁進するのだが、10年にカナダ先住民居留地で水俣病の調査を行った際、原田先生の呼びかけで集まった医師団に堀田氏も加わった。

氏は、海外のヒ素汚染地の現状を紹介した著書のあとがきに「私は14年余、熊本県の水俣病審査会の検診医として検診事業に携わった。ある時点までは、検診

水俣学研究センター研究員 井上 ゆかり

票に(略)最後に検診医の総合判断を明記していた。ある時期から検診票が、まったく新しくなった。そして、検診医は診察所見だけを記載し、『診断の欄』は検診票から削除されてしまった。つまり、検診医の主体性が剥奪されてしまった。(略)水俣病問題が振り出しに戻った現在、有機水銀被曝住民の方々の早急な問題解決に向けた展望が開けるよう、熊本県の姿勢が改めて問われている」(『神地巡歴 水俣一土呂久ーキャットゴーン』2013)と水俣病が終わっていないことへの問題提起でしめくくっている。これは、水俣や土呂久での調査が「私の生き立ち」と語る氏こそその言葉であろう。公害認定から50年を迎えた今年、現場に寄り添った堀田宣之氏の旧蔵資料を地方私学だからこそ生み出された水俣学が公開する意義は大きいといえよう。



9月5日、堀田氏に感謝状を贈呈し、記者会見を行った (写真：水俣学研究センター)

《報告》

第35回天草環境会議
35周年記念：子供たちにつなぐ天草の海山

水俣学研究センター研究員 田尻 雅美

第35回天草環境会議を7月7～8日、苓北町志岐集会所にて開催しました。豪雨の中の開催となりましたが、両日で90人ほどの参加がありました。関東方面の大学院生も参加しました。第35回という記念する会で竹下景子さんもご参加くださり、花田センター長との対談やシンポジウムでお話をいただきました。

初日は、実行委員で天草の自然を護る会の野口さんから、35年の天草環境会議の歴史を振り返る報告があり会議の意義・目的の確認ができました。そして世界と日本のエネルギー問題を山下先生（一橋大学）が報告し、パネルディスカッション「建設後の苓北火電を検証する」では、苓北火電の現在問題、エコアッシュ（石炭灰）の投棄問題、そして苓北の海の問題を苓北の方々から報告、参加者とともに議論が行われました。また、御所浦の採石場問題、羊角湾問題などを地元の方々からご報告いただきました。

初日終了前に竹下景子さんが会場に到着し、参加者一同に活気が戻り、「星空野外パーティー」には、いつ

もより多くの方が参加、クルマエビの差し入れまでありました。竹下さんを中心に、海の幸と会話を遅くまで楽しみました。

2日目は、竹下景子さんにご登壇いただき、花田センター長との対談では、原田先生との出会いから水俣病事件、そして天草環境会議に参加に至った経緯などをお話いただきました。

さらに35回を記念して湯川れい子さん（音楽評論家・作詞家）から届いたメッセージも披露されました。最後に竹下景子さんとそれぞれの思いを苓北の女性を中心に語っていただき、環境会議が持つ意味を確認しました。会議終了後には、竹下景子さん、会場の皆さんと記念写真を撮影することもでき、記念すべき35回を終了することができました。



竹下景子さんを囲んだ記念写真 (写真：水俣学研究センター)

《客員研究員紹介》

水俣研究の面白さと奥深さ

東京経済大学
(水俣学研究センター客員研究員) 尾崎 寛直



2000年代初めに水俣の調査にかかわるようになって幾年にもなるが、とうとう私にもこの欄のお鉢が回ってきた。水俣学研究センターの客員研究員として貢献らしいことは何もできていなかったが、自己紹介を含め最近の関心を述べてみたい。

私は大都市の大気汚染公害（川崎や東京、四日市等）を起点に公害問題の研究に携わるようになったが、所属する研究グループ——当時は原田正純先生や宇井純先生もいらっしゃった——の導きで水俣に行くようになった（関連して「天草環境会議」にも以来ほぼ毎年参加している）。東京在住ということもあり頻繁に水俣に行くことはできなかったが、“もやい直し”を掲げた吉井正澄市政が終わってひとつの区切りを迎えた2003年前後と、関西訴訟最高裁判決以降ふたび認定問題に火がつき政府が水俣病被害者特措法制定に乗り出さざるを得なくなる2009年前後には集中的に調査に入り、不十分ながら研究成果を論文にまとめたりしてきた。2011年以降は3.11の衝撃の影響もあって原発事故や避難者支援、災害復興の問題に研究時間の多くを費やすことになり、はからずも研究フィールドが自分の能力の域を超えて広がってしまった印象があるが、原発事故問題を考えていくほど、水俣病事件と通底するこの国の問題構造を痛感せざるを得ない。

そして実は、3回目の集中的な水俣調査に入っているのが今年（2018年）である。調査の目的には、まず大きな問いとして、「水俣においてかつての“もやい直し”で醸成されたムードや社会的融和の機運はどうなってしまったのだろうか、本当に根付いているのだろうか」という思いがある。もし加害—被害関係であれば、加害者側であるチッソ（現、JNC）からは今年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の後、驚くことに社長が「被害者救済は終わっている」と発言し、被害者団体や世論の強い反発を招いたというような相も変わらずの姿勢が垣間見える。（すでにチッソは2009年の水俣病特措法で、特例的な優遇を伴う分社化措置——事業を子会社JNCに移し、水俣病責任から切り離す——が認められており、今後JNC株を売却することで清算・消滅することを企図しているのではないかと考えられる。）被害者側においても認定をめぐる訴訟がいくつも係争中であり、水俣病問題は今なお続いている。

もちろん特措法までの一連の救済策により、6万人以上の人たちが被害者手帳などを取得し一時金あるいは医療費助成等を受けることになり、手帳取得を公にしているかどうかは別として水俣・芦北地域の相当な割合の人たちが水俣病被害を自覚して救済を受けているという〈地殻変動〉の中で、社会の内部では水俣病に対する認識は「普通」になってきつつあると思われる。だが一方で、表層では一般の市民の中で水俣病に対する「悪いイメージ」（ある主婦の言葉）は必ずしも払拭されておらず、「腫れ物に触る」ような感覚が続いているのではないかということが我々の今回の調査でも確認されている。

“もやい直し”の経験をふまえれば、もっと水俣の社会で水俣病のことが「普通」に語られ、良くも悪くも全国あるいは世界に知れ渡った知名度を逆に活かして、地域活性化の〈資源〉として水俣病を前向きにとらえていくことはできないのだろうか。たとえば、研究・研修や修学旅行等で水俣を訪れる大量の外来者の呼び込みや、そのニーズを取り込んで商売や観光に活かしていくことにもっと取り組まれていいと思うが、一部の団体や行政の特定部署の努力にとどまっており、多くの商業者や一般市民には関心が薄く、その〈効果〉はあまり自覚されていないように思われる。語弊はあるが、「もったいない」と言わざるを得ない。

そのような問題意識から、あらためて一連の“もやい直し”の動きは何だったのかということ再評価し、さらにそれを導いた熊本県の振興計画、もっといえば1978年の閣議了解に基づき第6次にわたって策定されてきた水俣・芦北地域振興計画についても検証する作業を進めている。加えて、上述の水俣病の経験を前向きにとらえて産直運動や観光誘致に積極的に活かしているのはむしろ水俣病支援者たち——かつては「水俣病闘争」を主導する者として市民から白眼視された面もある——ではないかという視点から、「よそ者」として水俣に入植した彼らの事業の今日的意義について再評価する調査研究も進めているところである。

いくらでも深掘りできそうな水俣研究の奥深さと格闘しつつ、愉しみながらふたたび水俣にハマっている今日この頃である。

今後の予定

第3回 環境被害に関する国際フォーラム —水俣病・失敗の教訓を将来に活かす—

開催日：2019年2月22日(金)
場 所：熊本学園大学14号館高橋守雄記念ホール
(熊本市中央区大江2-5-1)

開催日：2月24日(日)
場 所：水俣市公民館ホール(水俣市浜町2-10-26)
*詳細が決まりましたら、HPにてご案内いたします。

第14回水俣病事件研究交流集会

開催日：2019年1月12日(土)～13日(日)
場 所：水俣市公民館ホール(水俣市浜町2-10-26)
*詳細は、水俣学研究センターHPをご覧ください。

水俣学研究センター日録

7月

- 2日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会：花田・中地・守弘・藤本・井上・田尻・斎藤・田中(大学)
- 5日 パスカル・プチ氏(仏)、福岡県立大学平野氏水俣研修受入：花田・井上(水俣)
- 7～8日 第35回水草環境会議：花田・中地・田尻(6～8日)・井上(7日)(荅北)
- 8、22日 胎児性水俣病症例検討会：井上・谷・平郡・山口・康・三浦・村田・塚田・伊東(大阪)、(水俣)
- 12～13日 福岡女子大学辻ゼミ研修受入：井上(水俣)、中地(大学)
- 14日 小郡市人権講演「ひとりひとりが輝く社会のために：被差別部落、水俣病、熊本地震をめぐる人権保障」：花田(小郡市)
- 15～17日 新潟県立環境と人間のふれあい館開館17周年記念講演会：中地(16日～)・田尻(新潟)
- 23日 第二世代訴訟国賠訴訟控訴審口頭弁論傍聴：花田・井上・田尻・平郡・谷・伊東・山下(福岡)
- 23～29日 第5回アジア障害者交流モンゴル大会：花田・井上・田尻(モンゴル)
- 31日 廃棄物資源循環学会セミナー：中地(東京)
水俣病行政不服口頭審理傍聴：井上・田尻・谷・伊東・山下(熊本)

8月

- 3日 講義・環境省環境調査研修所：中地(所沢)
- 4日 若かった患者の会楽しく生きるシリーズ「いま、生きることを考える」講演会：田尻(水俣)
- 5日 豊島廃棄物等処理協議会：中地(高松)
- 6日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・矢野・山本・高峰・東島(大学)
- 7日 神奈川学園高校小川先生受入：田尻(水俣)

- 8日 龍谷大舟橋ゼミ研修受入：中地(水俣)
- 8～9日 胎児性水俣病症例検討会：花田・井上・平郡・佐伯・谷・康・山口(大学)
- 18日 水平社100年史研究会：花田(大阪)
- 22日 福岡県養護教員研修会水俣病講演「災害と人権」：花田(博多)
- 23日 熊本県立熊本かがやきの森支援学校研修受入：井上(大学)
- 24日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会：花田・中地・守弘・藤本・井上・田尻・斎藤・田中(大学)
朝日新聞松本勉旧蔵資料 取材・撮影：(水俣)
- 25～26日 環境教育学会：中地(東京学芸大)
- 28日 水俣病症例検討会：下地・井上・田尻・谷・伊東・山下(水俣)
- 30日 関西大学大学院大門先生研修受入：山下(水俣)
朝日新聞資料閲覧受入：井上(水俣)
- 31日 水俣漁師動画編集作業：井上・大木(大学)

9月

- 1日 全国弁護士交流会：花田(大阪)
- 3、19日 第3回国際フォーラム打合せ：森下・花田・中地・井上・田尻(大学)
- 5日 堀田資料公開・記者会見：花田・中地・井上・石坂・堀田(大学)
- 6～7日 災害アスベスト調査：中地(岡山)
- 12～13日 花王化学物質過敏症訴訟祝賀会：中地(東京)
- 12～14日 廃棄物資源循環学会：藤本(名古屋大学)
- 14日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会：花田・中地・守弘・藤本・井上・田尻・斎藤(大学)
- 17～18日 胎児性水俣病症例検討会：花田・井上・田尻・康・平郡・佐伯・谷・三浦・塚本(大阪)
- 20日 水俣学講義1回目：花田昌宣(大学)
- 22日 水俣病公害認定50年講演会：花田・田尻・山下・谷・伊東・永野・田中(水俣)
- 23日 第37回チッソ労働運動史研究会：花田・井上・磯谷・福原・富田・石井・鈴木(大学)
- 27日 水俣学講義2回目：塚田眞弘氏(大学)
- 28日 水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟口頭弁論傍聴・報告会：花田・井上・田尻・平郡・谷・伊東・山下(熊本)
- 28～29日 胎児性水俣病症例検討会：花田・井上・田尻・康・平郡・山口・佐伯・谷(大学)
- 毎週金曜 水俣病研究資料返却と収集：井上(熊本大学)
- 隔週火曜 健康・医療・福祉相談：下地(水俣)
- その他 熊本地震関連講演や研修・視察・取材の受け入れ。災害科研による研究会・調査も行いました。

編集後記

政府が水俣病を公害とした公式見解から50年がたちました。被害者の声はいつ届くのだろうか。

(M・T)

水俣学通信

第54号 2018.11.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
印刷／ホープ印刷株式会社